

袖ヶ浦市発注工事等の入札における工事費等内訳書取扱要領

平成29年3月21日制定

令和7年6月1日改正

令和8年4月1日改定

(目的)

第1条 この要領は、袖ヶ浦市が発注する建設工事及び建設工事に関連する業務委託又は製造の請負に係る入札において、入札参加者から提出された工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 内訳書の提出の対象は、次のとおりとする。ただし、工事等の内容により、仕様書による発注の場合は、この限りでない。

- (1) 建設工事又は製造の請負 設計金額が200万円を超える入札案件
 - (2) 建設工事に関連する業務委託 設計金額が150万円を超える入札案件
- (内訳書の要件)

第3条 内訳書は、別記様式第1号のほか、入札参加者が作成した独自の様式によるものとする。

2 内訳書は、次の各号に定める事項のほか、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和6年国土交通省令第105号）第1条の規定による入札金額の内訳も明らかにして記載しなければならない。ただし、これによりがたい場合は、任意項目によることができるものとし、記載する項目を入札公告又は指名通知書において示すものとする。

- (1) 入札参加者名、工事等名及び工事等場所
- (2) 工事費等の内訳となる各項目に対応した数量、単位、単価及び金額。
- (3) 工事費等の内訳となる記載を要する項目は、次表のとおりとする。

工事種別	記載を要する項目
建築・設備関連工事等	種目別内訳、科目別内訳及び中科目別内訳まで
その他の工事等	内訳細別（新土木工事積算大系の工事工種体系における細別）まで

(内訳書の提出)

第4条 内訳書の提出については、電子入札システムにより、第1回目の入札書提出時に入札書と併せて提出させるものとする。ただし、紙入札参加者にあつては、内訳書を封書にし、持参により提出させるものとする。なお、電子入札システムにより再度入札を行う場合については、第1回目と同様の取扱いとする。

(内訳書の確認)

第5条 内訳書は、入札締切り前に開封してはならない。

2 提出された内訳書は、積算担当者（入札を実施する工事の積算内容を把握している職員）が立会い、記載内容を確認するものとする。

(重大な不備)

第6条 次の各号に該当する場合は、重大な不備があるものとして取り扱うものとする。なお、提出した内訳書に不備があるときは、入札締切日時までに別紙様式第2号により、内訳書の再提出の申し入れを行い、承認を得たものに限り再提出ができるものとする。

(1) 内訳書の提出がない場合。

(2) 内訳書とは無関係な書類である場合。

(3) 内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより内訳書が提出される場合を除く）。

(4) 内訳書に記載された内容から明らかに他の工事等の内訳書であると発注者が判断した場合。

(5) 内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等のそれぞれの金額とその合計額（工事価格）の記載がない場合。ただし、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等と同等な項目がある場合は、同様に取り扱うものとする。

(6) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額と工事価格とが異なる場合。ただし、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等と同等な項目がある場合は、同様に取り扱うものとする。

(7) 内訳書の価格と入札額が異なる場合。

(談合が疑われる場合の取扱い)

第7条 第5条の確認の結果、談合が疑われる場合は、談合情報があつたものとみな

し、談合情報対応マニュアル（平成7年6月1日施行）に基づき、談合情報報告書により、速やかに公正入札調査委員会の委員長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式第1号

千葉県袖ヶ浦市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者又は受任者
職・氏名

㊟

代理人氏名

㊟

工 事 費 等 内 訳 書

工事等名

工事等場所

工事区分・工種・種別・細別 等	単位	数量	単価	金額	摘要
工事価格（税抜）					
工事価格（税抜）のうち					
材料費					
労務費					
法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担分）					
安全衛生経費					
建設業退職金共済契約に係る掛金					

- ※ 内訳については、原則として、総費用又は諸費用器具図書等の各項目に数量、単位、単価及び金額を明記すること。
- ※ 記載する各項目については、次のとおりとする。
 建築・設備関連工事・・・種目別内訳、科目別内訳及び中科目別内訳まで
 その他の工事・・・内訳細別（新土木工事積算大系の工事工種体系における細別）まで
- ※ 行が不足する場合は、適宜、別紙とすること。
- ※ 必要な項目の記載があれば、本様式以外の独自様式も可とする。
- ※ 代理人氏名での提出は、入札委任をしている者に限る。
- ※ 電子入札システムでの提出時は押印不要。

年 月 日

千葉県袖ヶ浦市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者又は受任者
職・氏名

⑩

代理人氏名

⑩

工事費等内訳書の再提出申請書

下記案件について、工事費等内訳書に不備がありましたので、工事費等内訳書の再提出を申請します。

記

1. 件 名 _____

2. 場 所 _____

3. 修正内容 (詳細に記載してください)
